平成３０年（フ）第２８号
熊本県下益城郡美里町栗崎171番地
債務者　西村　元樹
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４１号
山梨県甲斐市中下条1083番地　ハイツ中根Ａ－１
債務者　新田　征司
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４２号
山梨県甲府市国母８丁目16番23号　メゾンシェーヌＣ－101
債務者　杉田　麻夜
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５０号
愛知県豊田市司町１丁目10番地　ＧＲＡＣＥ・Ｋ　101号
債務者　小松有加里（旧姓湯本）
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第７３号
愛知県岡崎市宮地町字前畑17番地
債務者　東迫　望真
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５５４６号
大阪府寝屋川市春日町１番６―404号
債務者　下園　耕作
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８５号
大阪府豊中市小曽根１丁目22番10―502号
債務者　山元　徳一
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１３号
大阪市港区夕凪１丁目11番４号　サニーハイツ国田　501号
債務者　洋菓子の店マドレーヌこと　下田　実
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３１５号
大阪市城東区成育２丁目５番５号　サンライズ成育　305
債務者　井上　恵理
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５００号
大阪府池田市天神１丁目２番23―201号、前住所東京都葛飾区西亀有４丁目22番８号　モン・シャトー303
債務者　寶樂　南穂
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５７７号
大阪市旭区新森７丁目９番９―606号
債務者　杉野　伸一
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５９５号
大阪府東大阪市横枕西２番10―503号
債務者　本多　秀子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６５１号
大阪府四條畷市南野３丁目４番24号
債務者　竹田　寿恵
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６６８号
大阪市東淀川区豊里７丁目18番２―410号
債務者　谷口　良一
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６７５号
大阪府八尾市東山本町６丁目８番３－205号、前住所大阪府羽曳野市南恵我之荘５丁目13番５号
債務者　山田　幸剛
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８６５号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目７番５号
債務者　吉田　節子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７０号
岐阜県関市市平賀69番地20　第２パールマンション302
債務者　長江美奈子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
岐阜地方裁判所